

2018年5月31日

「商社行動基準」の周知徹底に関する決議

一般社団法人 日本貿易会

本会は1973年に、総合商社が自らを律し、社会・経済の要請にこたえて自覚的に行動することを共同して社会に宣言する趣旨で行動基準を策定し、以来、その時々企業の対する社会の要請や商社機能の変化に対応して、これを改定してきた¹。

本会は本年3月に、「持続可能な開発目標(SDGs)」や「パリ協定」の採択(2015年)など²近年の企業や組織の社会的責任や行動原則、地球環境問題に関する国際的規範の深化を踏まえ、3回目の改定を行ったところである。

本行動基準の遵守は会員各社の自主的・自覚的な行動に委ねられており、本総会においても改めて、会員各社に対してその周知徹底と遵守を呼びかける。

また、本会は本年度主要事業として、新たな商社行動基準を軸とする活動を推進する³こととしており、会員の積極的な参加・協力を求めるとともに、この活動が単年度にとどまらず継続的な活動となることを期待する。

以上、決議する。

2018年5月31日

一般社団法人日本貿易会 第94回定時総会

¹ 1973年に「総合商社行動基準」を策定、1999年(表題を「商社行動基準」に)と2005年に改定。

² 他に、ISO26000(組織の社会的責任に関する国際規格)の制定(2010年)、「ビジネスと人権に関する指導原則」採択(2011年)がある。

³ 2018年度事業計画(抜粋) 2. 2018年度主要事業 (4) 新商社行動基準に沿った活動
2017年度に見直しを行った商社行動基準の趣旨を踏まえ、SDGsや国際的な規範遵守を念頭に置いて活動を展開する。

① 説明会、セミナーなどの開催により、新商社行動基準、SDGs、遵守すべき国際的規範などの内容を会員に周知徹底

② 地球環境問題解決に向けた取組み(低炭素社会実行計画、循環型社会形成自主行動計画など)を推進

③ 会員の社会貢献や企業倫理・コンプライアンス・ガバナンスなどに関する取組みについての情報交換、共同研究を実施

④ 以上に関する対外広報活動を積極的に展開